

## 第22期第17回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和6年4月16日(火)  
13:30～  
場 所 福島県水産資源研究所3階大会議室  
(相馬市光陽一丁目1番14号)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題
  - (1) 議案
    - 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について(諮問)(まさば及びごまさば太平洋系群)
    - 議案第2号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について(諮問)
    - 議案第3号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問)
  - (2) 報告事項
    - ア 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について(報告)
    - イ 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 6 閉会

第22期第17回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和6年4月16日(火)  
13:30～  
場 所 福島県水産資源研究所3階大会議室  
(相馬市光陽一丁目1番14号)

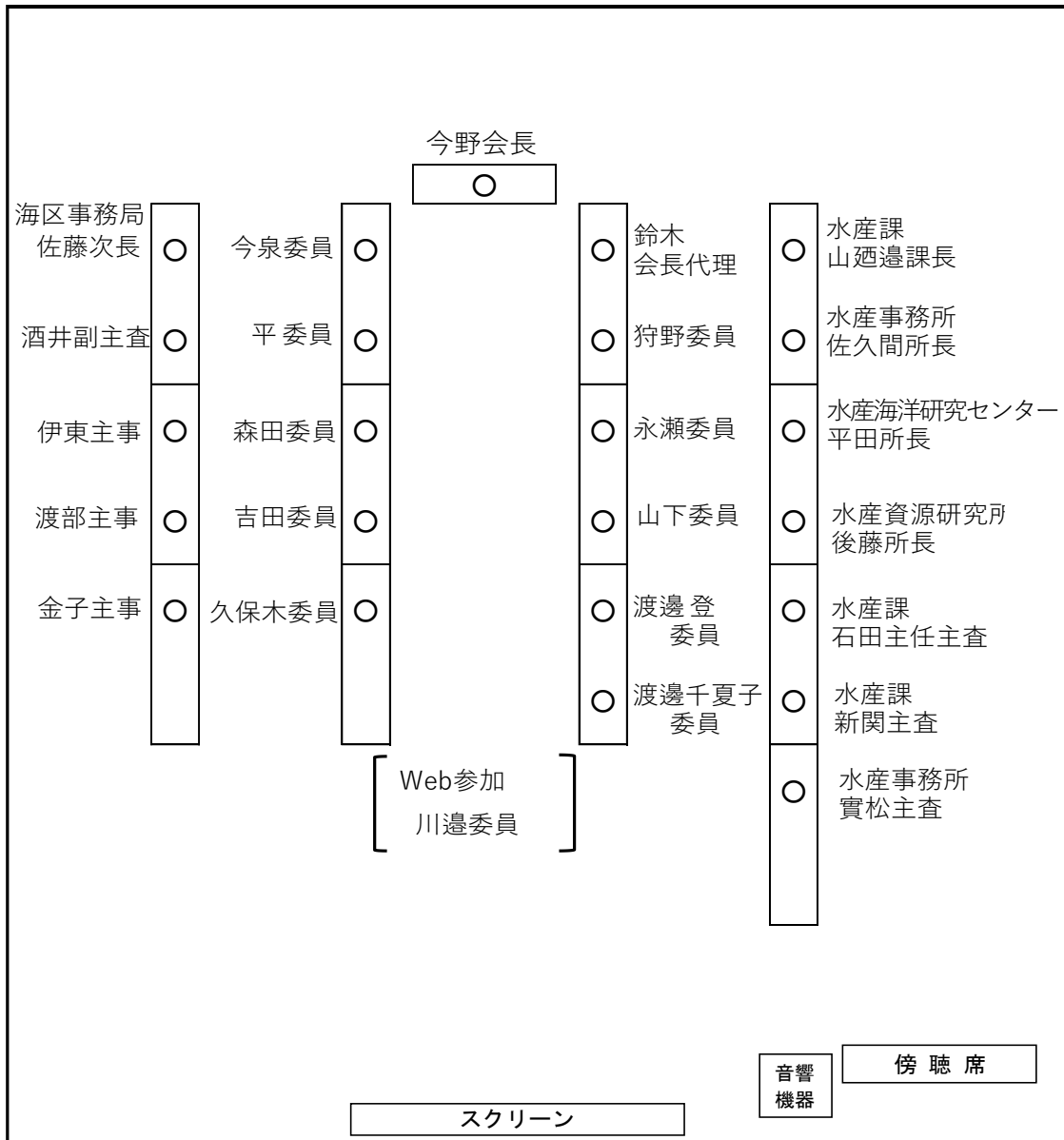
海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	会場	水産課長(併) 海区事務局長	山廻邊 昭文	会場
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	会場	水産課主任主査	石田 敏則	会場
漁業者	今泉 浩一	会場	水産課主査	新関 晃司	会場
漁業者	狩野 一男	会場	水産事務所長	佐久間 徹	会場
漁業者	平 仁一	会場	水産事務所主査	實松 敦之	会場
漁業者	永瀬 哲浩	会場	水産海洋研究センター 所長	平田 豊彦	会場
漁業者	森田 政利	会場	水産資源研究所長	後藤 勝彌	会場
漁業者	山下 博行	会場	海区委員会事務局 次長(業務)	佐藤 太津真	会場
漁業者	吉田 康男	会場	〃 副主査	酒井 理沙	会場
漁業者	渡邊 登	会場	〃 主 事	伊東 亮太	会場
学識経験	川邊 みどり	Web	〃 主 事	渡部 もも	会場
学識経験	久保木 幸子	会場	〃 主 事	金子 正子	会場
学識経験	渡邊 千夏子	会場			

## 第22期第17回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時 令和6年4月16日（火）

13:30～

場 所 福島県水産資源研究所3階大会議室  
(相馬市光陽一丁目1番14号)



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）  
（まさば及びごまさば太平洋系群）



5 生流第 4885 号  
令和 6 年 3 月 29 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

(別紙)

1 概要

特定水産資源のうち、まさば及びごまさば太平洋系群について、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和6管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するもの。

2 根拠法令等

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）

3 策定の必要性

特定水産資源である「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和6管理年度（令和6年7月1日～令和7年6月30日）の都道府県別漁獲可能量の当初配分数量は、法第15条第1項の規定に基づき定められ、農林水産大臣から通知される。

知事は、資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定める必要がある。

4 策定の内容

資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	本県に配分が見込まれる 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に 配分する数量
まさば及びごまさば 太平洋系群	現行水準	現行水準

5 諮問予定

令和6年4月16日開催 第22期第17回福島海区漁業調整委員会で諮問

(今後の予定)

令和6年4月16日 第22期第17回福島海区漁業調整委員会諮問・答申  
令和6年4月下旬 まさば及びごまさば太平洋系群公文照会（意見照会）  
令和6年5月中旬 まさば及びごまさば太平洋系群公文通知（配分通知）  
令和6年6月上旬 官報掲載  
令和6年6月中旬 知事管理漁獲可能量承認申請・承認通知  
令和6年6月下旬 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課HP）

※農林水産大臣からの漁獲可能量の通知が「現行水準」とは異なる配分となった場合は、委員会に改めて諮問する。

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びびごまさば太平洋系群に関する令和六管理年度（令和六年七月一日から令和七年六月三十日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 知事管理区分 福島県まさば及びびごまさば太平洋系群漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量



事務連絡  
令和6年3月25日

都道府県TACご担当者様

水産庁資源管理部管理調整課  
資源管理推進室資源管理基準班

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに各系群の令和6管理年度当初配分案等について（事前照会）

平素よりTAC制度の運用についてご協力いただき感謝申し上げます。

標記について、資源管理基本方針及び令和5年度資源評価結果に基づき、算出した当初配分案は別紙のとおりとなりました。

本案に対してご意見がありましたら、4月12日（金）までにご連絡くださるようお願いいたします。

※ 本案は5月10日開催予定の水産政策審議会第131回資源管理分科会への諮問を経て、告示されることとなります。

よって、別紙の数値については、現時点の案でありますことをご含みおき願います。

<問い合わせ先>

水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室

資源管理基準班 松島、小路口

03-5510-3303

○令和6管理年度まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに各系群のTACについて

都道府県・大臣管 理区分	まさば及びごまさば太平洋系群		まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群		ずわいがに太平洋北群系群		ずわいがに日本海系群A海域		ずわいがに北海連環群系群		ずわいがにオホーツク海群系群	
	TAC	シェア	TAC	シェア	TAC	シェア	TAC	シェア	TAC	シェア	TAC	シェア
福島県												

注1)数量明示による配分の対象

1. 過去3か年(令和2~4年)の漁獲実績の平均シェアが全体のうち概ね80%(大臣管理区分のシェアを含む)を構成する漁獲量上位の都道府県

2. 1.以外であって、都道府県が希望する場合

3. 漁業構造の大幅な変化など管理に必要な場合

注2)現行水準の対象

1. 数量明示による配分の対象以外のうち、過去3か年の平均漁獲実績が1トン以上ある場合

2. 過去3か年の平均漁獲実績が1トン未満であつても、今後、来遊があつた場合には漁獲が見込まれる場合

3. 算定された数量が、10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」と表示(ずわいがに全資源除く)

注3)配分しない(数量を明示しない)対象

過去3か年の平均漁獲実績が1トン未満であつて、漁獲実績がない(かつ、今後も漁獲が見込まれない)と都道府県として判断する場合





事務連絡  
令和6年3月27日

水産庁資源管理部管理調整課  
資源管理推進室資源管理基準班 御担当者 様

福島県水産課漁業調整担当

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに各系群の令和6管理年度当初配分案等について（回答）  
令和6年3月25日付けで照会のありましたこのことについては、下記のとおり、震災後減少した漁獲量の増加を見込み、令和5管理年度と同様、震災前3カ年の実績に基づいた配分を要望します。

記

<要望する当初配分>

特定水産資源	当初配分	目安数量	参考：震災前3カ年平均 ※大臣管理除く
まさば及びごまさば 太平洋系群	現行水準	100トン未満	さば類：約68.5トン

（事務担当 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について  
(諮問)



福島海区漁業調整委員会長 様

5 生流第 4678 号  
令和 6 年 3 月 25 日

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について (諮問)

福島県漁業調整規則 (令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。) 第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 46 条第 2 項及び規則第 15 条第 2 項の規定に基づき別紙のとおり有効期間を定めたいので、同項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379)

1 概 要

福島県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げるかご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可について、許可の有効期間を短縮するもの。

2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第46条第2項  
福島県漁業調整規則第15条第2項

3 内 容

沖合たこかご漁業の許可の有効期間を3年から1年に短縮する。

短縮後の許可の有効期間：令和6年7月1日～令和7年6月30日
--------------------------------

4 短縮の理由

許可の有効期間については、福島県漁業調整規則第15条第1項により3年とされ、同条第2項により漁業調整のため必要な限度において、3年より短い期間を定めることができるものと規定されている。

当該漁業は、多数の漁具を敷設し、漁場を占有して効率的に漁獲する漁法である。また、目的とするタコ類、沖合性のまき貝については、資源量の減少が懸念されている。

このことから、今期の漁模様や漁獲対象水産資源の動向を踏まえ、許可発給を弾力的に運用できるよう、有効期間の設定については、短縮して1年とする。

沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間  
及び許可の基準について（諮問）



福島海区漁業調整委員長 様

5 生流第 4680 号  
令和 6 年 3 月 25 日

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間  
及び許可の基準について（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）  
第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。  
以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び  
規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は起業の認  
可を申請すべき期間並びに同条第 5 項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定め  
たいので、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項及び同条第  
5 項並びに規則第 11 条第 3 項及び同条第 5 項の規定により、貴委員会の意見を  
求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

## 1 概 要

沖合たこかご漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に当たり、福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

## 2 根拠法令等

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項

福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項

## 3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の沖合たこかご漁業の許可の有効期間が令和 6 年 6 月 30 日で満了する。同年 7 月 1 日からの許可等をするに当たり、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した船舶の数を超える申請があった場合に許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

## 4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容及び許可の基準を以下のとおり定める。

項 目	内 容
漁業種類	沖合たこかご漁業
許可等をすべき船舶の数	欄外記載のとおり
船舶の総トン数	取扱方針のとおり
推進機関の馬力数	
操業区域	
漁業時期	
漁業を営む者の資格	
許可等を申請すべき期間	令和 6 年 5 月 10 日～同年 6 月 9 日
許可の基準	沿岸漁業の経営安定の観点から、現に沖合たこかご漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。

※ 許可等をすべき船舶の数について

許可等をすべき漁業者の数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和 5 年の漁獲量は震災前の約 25% に止まっており、判断できる状況ではない。

震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会等を参考に、許可等をすべき漁業者の数を設定する。

(経過・今後の予定)

令和6年1月30日～2月29日 制限措置等案に関する意見聴取(水産課 HP)

” 4月16日 福島海区漁業調整委員会に諮問・答申

” 5月10日 制限措置等の告示(福島県報、水産課 HP)

” 5月10日～6月9日 申請期間(1月)

” 6月中旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問

” 6月下旬 許可証発給

” 7月1日～ 許可の有効期間開始

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 6 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第 1 制限措置

1 漁業種類

沖合たこかご漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

(1) 船舶の数 23 隻

(2) 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

3 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

4 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来、小浜、小名浜、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面
富熊、請戸、鹿島、磯部、相馬原釜、新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面

5 漁業時期

令和 6 年 7 月 1 日から同年 8 月 13 日まで

6 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協  
定に参加する者

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年5月10日から同年6月9日まで



## 沖合たこかご漁業の許可の基準（案）

令和 6 年 月 日  
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき船舶の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

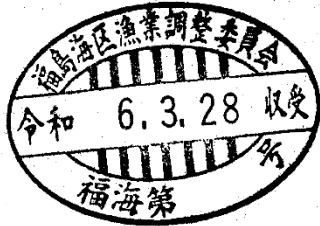
なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について（報告）



福島海区漁業調整委員会長 様

5 生流第 4817 号  
令和 6 年 3 月 27 日



福島県知事

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について（報告）

令和6年1月22日付け5生流第3876号で諮問し、令和6年2月6日付け5福海第66号で答申のありましたこのことについて、下記のとおり報告します。

記

くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を以下のとおり変更した。

知事管理区分	変更後	変更前
福島県くろまぐろ（小型魚）漁業	17.2トン	12.7トン

## 1 概要

くろまぐろ（小型魚）の令和5管理年度における漁獲可能量について、令和6年1月22日付け5生流第3876号で諮問し、令和6年2月6日付け5福海第66号で答申を受けた知事管理区分への配分の取扱いに従い知事管理漁獲可能量を変更したことから、その数量について報告するもの。

## 2 根拠法令等

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項（知事管理漁獲可能量の変更）

## 3 知事管理区分への配分の取扱い

くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における本県の都道府県別漁獲可能量に変更された場合は、これに係る農林水産大臣から通知された数量に基づき、その全量を知事管理区分に配分する。

## 4 変更の経緯

特定水産資源であるくろまぐろ（小型魚）の令和5管理年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の漁獲量が17.1トンとなり、知事管理漁獲可能量を4.4トン超過した。融通に係る協議の結果、秋田県から4.5トンの都道府県別漁獲可能量の譲受を受けることとなり、漁業法第15条第6項の規定に基づき令和6年2月14日付け5水管第3013号で農林水産大臣から変更の通知があった。これを受け知事は、令和5年8月25日付け福島県告示第515号で告示した知事管理漁獲可能量を漁業法第16条第5項の規定に基づき変更した。

## 5 変更の内容

くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を以下のとおり変更した。

知事管理区分	変更後	変更前
福島県くろまぐろ（小型魚）漁業	17.2トン	12.7トン

（経過・今後のスケジュール）

令和6年2月6日	第22期第16回福島海区漁業調整委員会で諮問・答申
2月14日	国から都道府県別漁獲可能量変更の通知
3月5日	知事管理漁獲可能量の変更・公表、農林水産大臣へ報告
3月31日	令和5管理年度終了
4月16日	福島海区漁業調整委員会において報告

太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の  
結果について

(1) 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会

太平洋広域漁業調整委員会 第31回太平洋北部会

議 事 次 第

日 時：令和6年2月29日（木） 10：30～

場 所：農林水産省7階 講堂（web開催）

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1. 開 会

2. 挨拶等

3. 議 題

（1）広域魚種の資源管理について

- ① 太平洋北部沖合性カレイ類及びマダラの資源状況について
- ② 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組について
- ③ マダラ陸奥湾産卵群の資源管理の取組について

（2）その他

4. 閉 会

## 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会 委員名簿

任 期：4年 大臣選任委員：2022年3月13日～2026年3月12日

都道県互選委員：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
道県互選	北海道 川崎 一好 <small>カワサキ カズヨシ</small>	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史 <small>タケバヤシ マサシ</small>	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治 <small>オオイ セイジ</small>	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 關 哲夫 <small>セキ テツオ</small> ■	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 鈴木 哲二 <small>スズキ テツジ</small>	福島海区漁業調整委員会会長代理	
	茨城県 高濱 芳明 <small>タカハマ ヨシアキ</small>	茨城海区漁業調整委員会会長	
大臣選任	漁業者代表	野崎 太 <small>ノザキ タイ</small>	株式会社酢屋商店 代表取締役
		鈴木 宏彰 <small>スズキ ヒロアキ</small>	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好 <small>ナガシマ タカヨシ</small>	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣 <small>コサカダ ヒロツグ</small>	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		小玉 祐樹 <small>コダマ ユウキ</small>	有限会社小玉漁業 代表取締役
	学識経験	關 いずみ <small>セキ</small>	学校法人東海大学 海洋学部 教授
		北門 利英 <small>キタカド トシヒデ</small> ▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男 <small>ハナオカ ワカオ</small>	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者



# サメガレイ (太平洋北部) ①

資料 1

サメガレイは北海道および東北地方の太平洋岸沖に広く生息し、本評価群はこのうち青森県から千葉県沖に分布する群である。

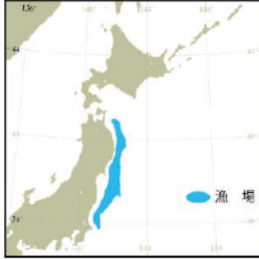
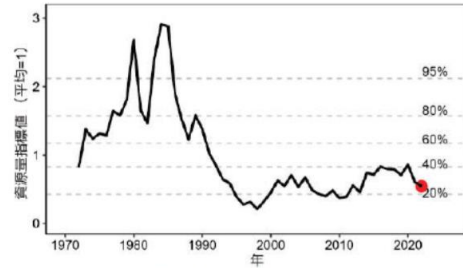


図1 分布図

水深150~1,000mの砂泥底に分布する。主に沖合底びき網漁業(以下、「沖底」)によって青森県から茨城県沖で漁獲され、千葉県沖でも漁獲されることがある。



● 2022年の指標値

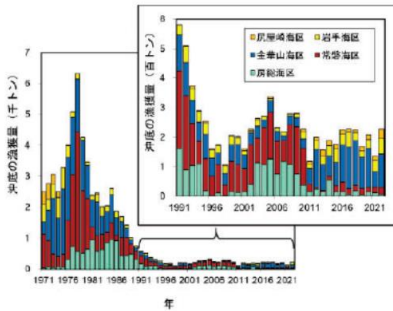


図2 漁獲量の推移

沖底の漁獲量は1978年の6,329トンをピークに1998年には108トンまで減少した。その後は160~335トンの間で推移していたが、2011年以降は118~228トンとやや減少し、2022年は前年より増加して227トンであった。

図3 資源量指標値の推移

ノミナルCPUEは水深の他、操業月や海域の影響も含む。これらの影響を除去(標準化)した金華山海区以南のCPUEを算出したところ、1970~1980年代は低く、近年のCPUEは高く補正された。このように資源変動以外の影響を除去した標準化CPUEを資源量指標値として採用した。

標準化CPUEは1973~1990年は平均値比1.2以上で推移していたが、1992年以降は平均値以下となった。2011年以降は回復がみられたものの、2022年は前年より減少して0.54であった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。 1

# サメガレイ (太平洋北部) ②

本評価群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和5(2023)年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。

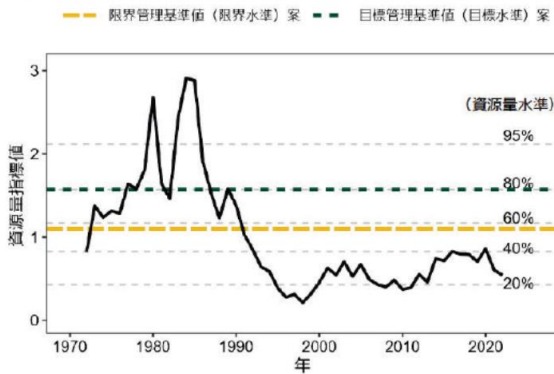


図4 資源量水準および管理基準値案

標準化CPUEを資源量指標値(黒線)とし、資源量水準に基づいて80%水準を目標管理基準値(緑線)、56%水準を限界管理基準値(黄線)として提案する。

2022年の資源量指標値(0.54)は25.1%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

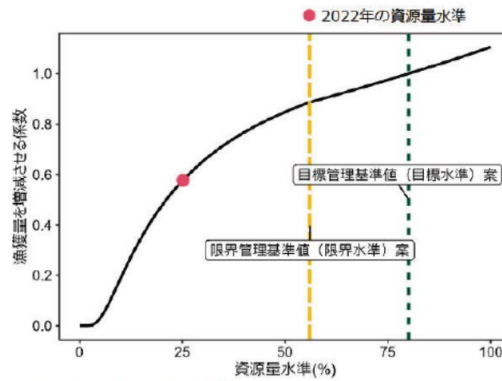


図5 漁獲管理規則案

資源量水準に応じて漁獲量を増減させる係数(黒線)を決める漁獲管理規則を提案する。資源量水準が目標管理基準値案(緑線)を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状(2022年)の資源量水準(25.1%)における漁獲量を増減させる係数(赤丸)は0.58である。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。 2



# ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ①

ヤナギムシガレイは北海道南部以南の日本各地に広く分布し、本評価群はこのうち青森県から千葉県までの太平洋岸に分布する群である。



図1 分布図

太平洋岸では北海道噴火湾以南、水深400m以浅の砂泥底に分布し、水深100m前後の海域で1~6月に産卵する。

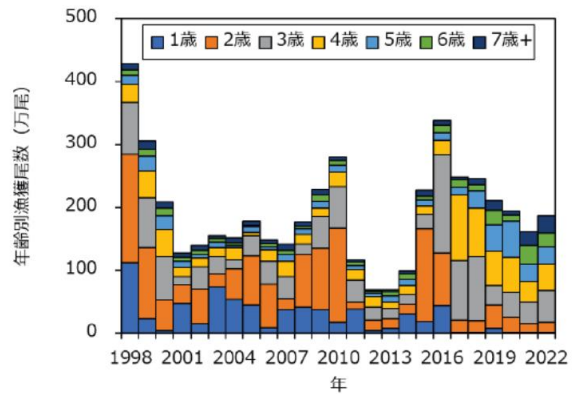


図3 年齢別漁獲尾数

漁獲尾数は2016年以降減少傾向で、2022年は187万尾であった。近年は若齢魚の占める割合が減少し、3歳魚(灰)以上の漁獲が主体となっている。

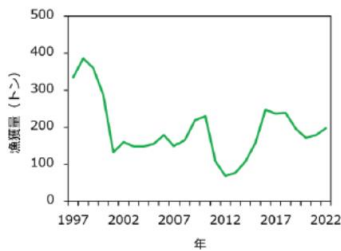


図2 漁獲量の推移

漁獲量は2011、2012年に東日本大震災の影響で減少したが、その後速やかに回復した。2022年は198トンと前年よりやや増加した。

# ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ②

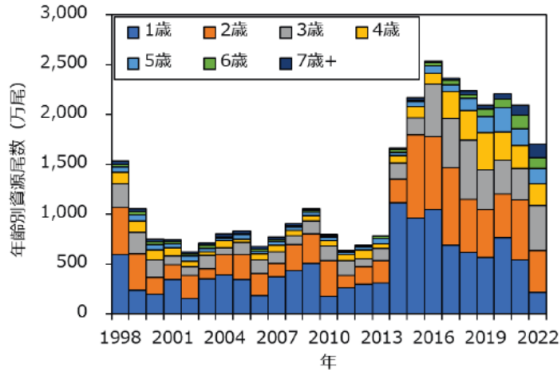


図4 年齢別資源尾数

2013年以前は1歳魚(青)、2歳魚(橙)が中心で、2014~2016年に多くの加入(1歳魚)があったがその後は減少傾向となっている。2018年以降は3歳以上の割合が多く、近年は幅広い年齢で構成されている。

なお、加入量は各年の1歳魚の資源尾数である。

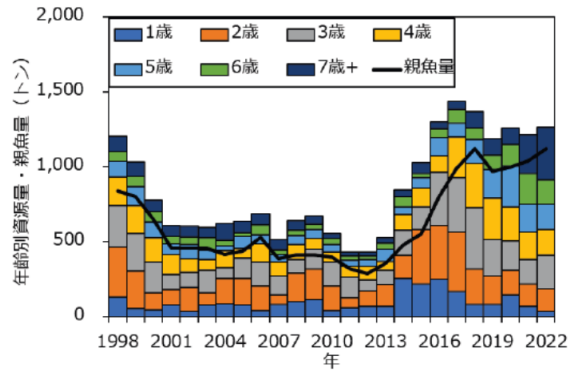


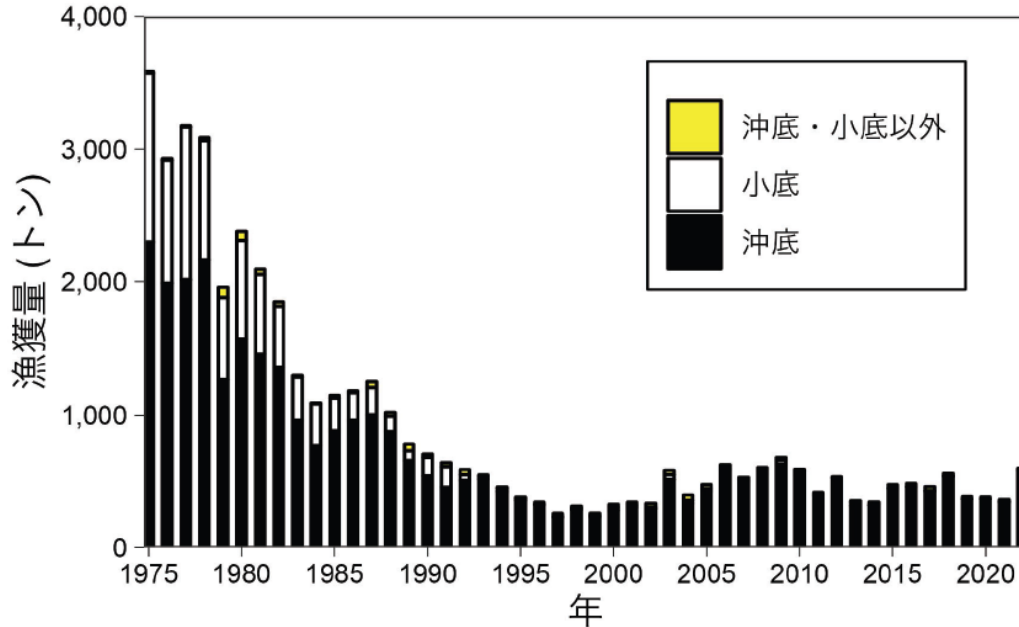
図5 年齢別資源量(棒グラフ)と親魚量(折れ線グラフ)

資源量は2014年以降増加し、2017年には1998年以降で最高の1,438トンとなった。その後は減少し、2022年は1,265トンであった。親魚量も資源量と似た傾向を示したが近年も高い水準を維持しており、2022年は1,123トンであった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。 5

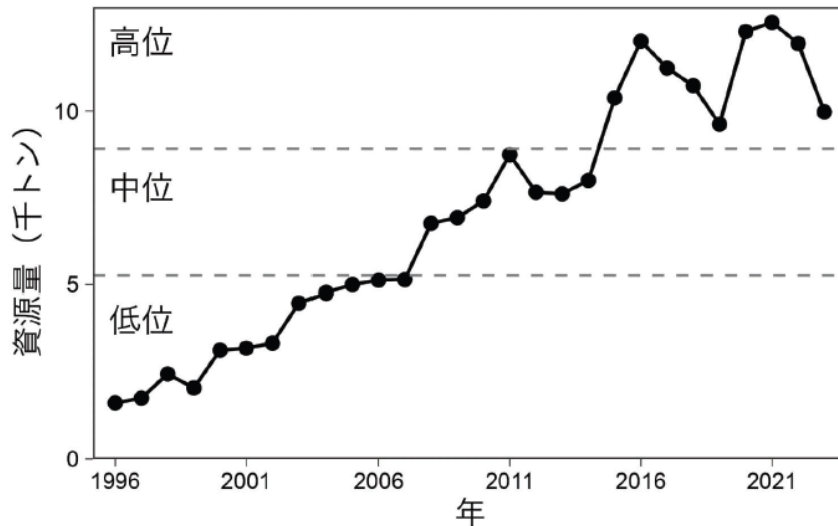
# キチジ太平洋北部 令和5年度資源評価結果

## 漁獲の動向①



- 2022年の漁獲量：600トン
- 沖合底びき網漁業（沖底）の割合が高い

## 資源の動向①



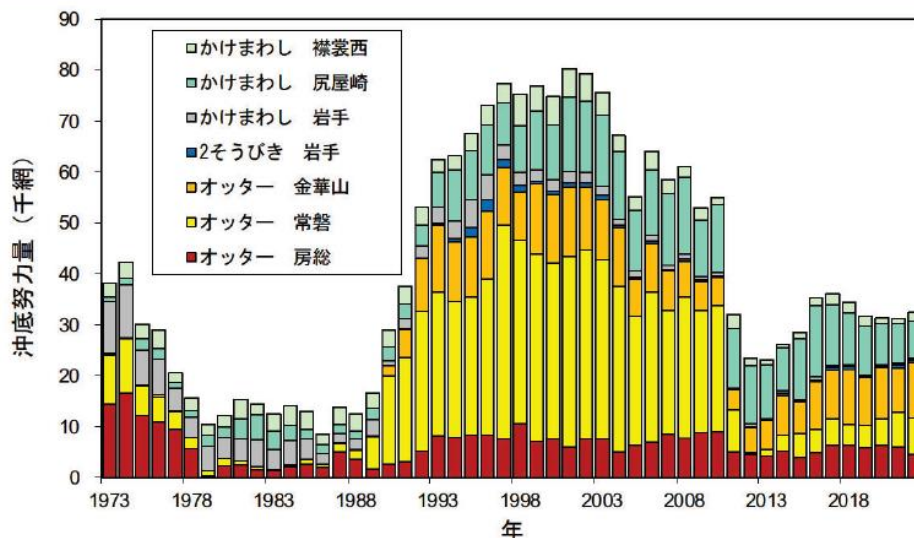
※水準区分 低位／中位：資源量5,262トン、中位／高位：資源量8,912トン  
(1996～2023年の資源量の最小値1,611トンと最大値12,563トンを3等分して判断)

- 資源量：9,977トン（2023年1月時点）
- 資源水準：「高位」
- 資源動向：「横ばい」（直近5年間（2019～2023年）の資源量の推移より）



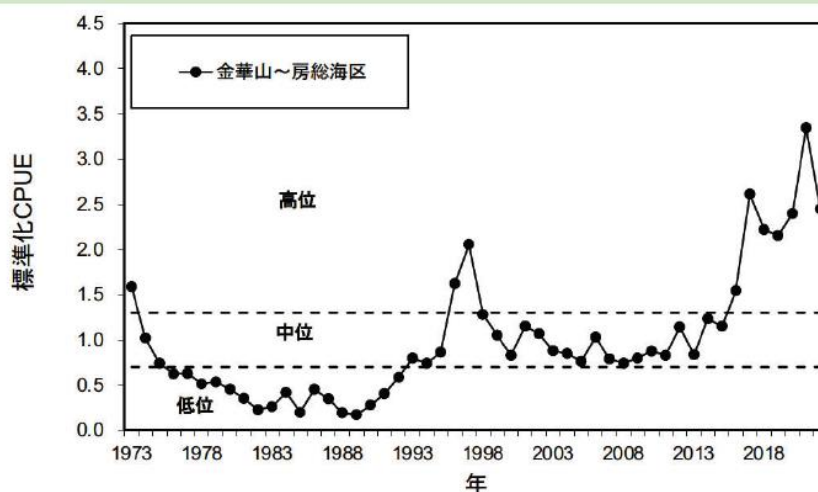
# キアンコウ太平洋北部 令和5年度資源評価結果

## 漁獲の動向②



- 東日本大震災後、福島県船操業停止により努力量は大幅減
- 2022年の沖底努力量：3.2万網
- 沖底努力量は有漁網数を示す

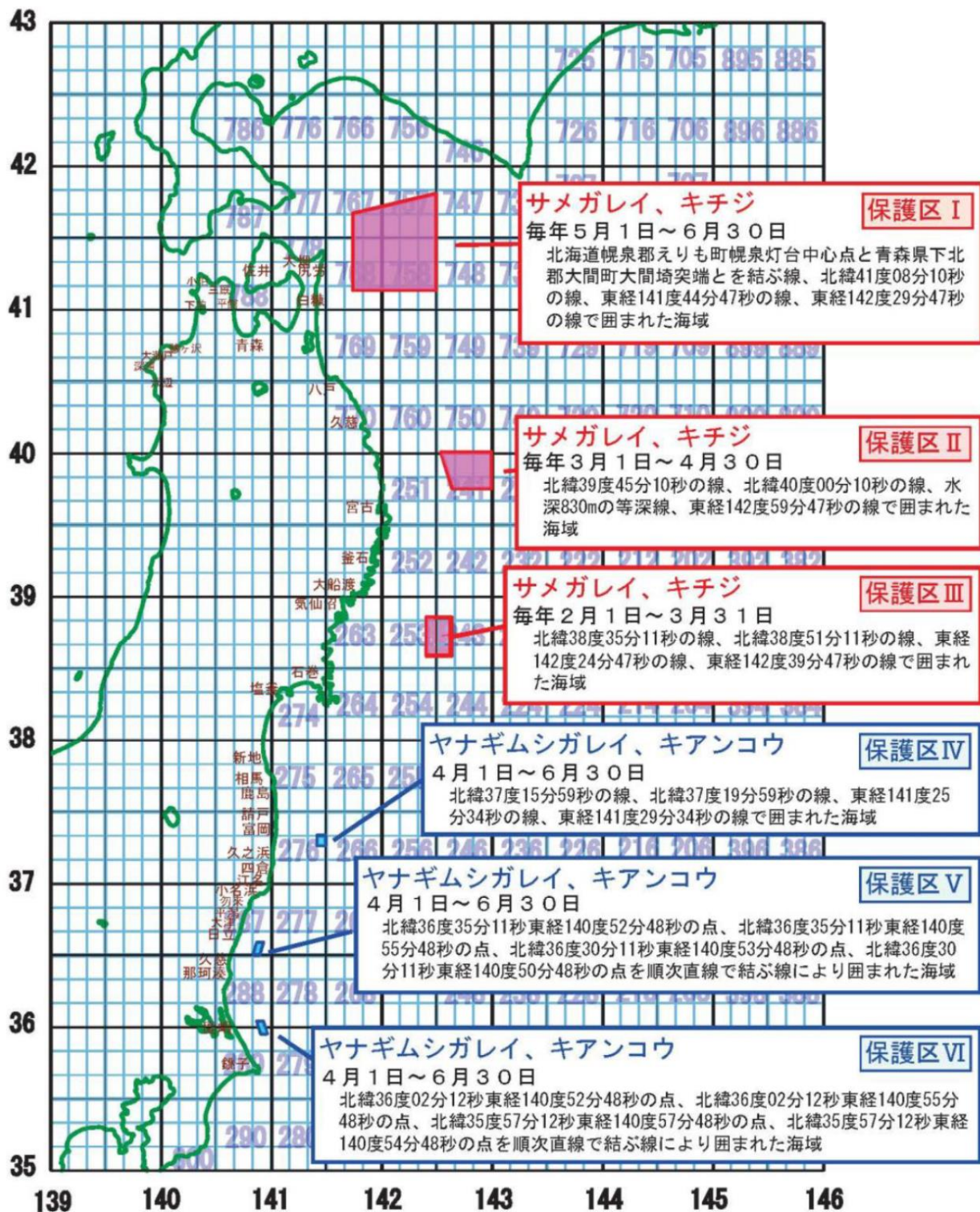
## 資源の動向②



※水準区分 低位/中位：標準化CPUE 0.7、中位/高位：標準化CPUE 1.3  
(平均値が1となるよう規格化した標準化CPUEの値で水準判断)

- 宮城県～千葉県は金華山～房総海区の沖底標準化CPUEで判断
- 資源水準：2022年の標準化CPUEは2.45で「高位」
- 資源動向：直近5年間（2018～2022年）の標準化CPUEの推移から「増加」

# (参考) 太平洋北部沖合性カレイ類の保護区の位置図



(2) 太平洋広域漁業調整委員会

## 第 40 回 太平洋広域漁業調整委員会

### 議 事 次 第

日 時：令和 6 年 2 月 29 日（木） 15：30～

場 所：農林水産省 7 階 講堂

（東京都千代田区霞が関 1－2－1）

#### 1 開 会

#### 2 挨 拶

#### 3 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）広域魚種の資源管理について

① 部会における取組

② マサバ太平洋系群

（4）その他

① T A C 魚種拡大に向けた検討状況について

② 令和 6 年度資源管理関係予算について

③ その他

#### 4 閉 会

# 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

都道県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
都道県互選	北海道 川崎 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 關 哲夫	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 鈴木 哲二	福島海区漁業調整委員会会長代理	
	茨城県 高濱 芳明■	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 石井 春人	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 有元 貴文	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員	
	愛知県 鈴木 輝明	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 浅井 利一	三重海区漁業調整委員会委員	
	和歌山県 片谷 匡	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 豊崎 辰輝	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 木下 清	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県 佐々木 護	愛媛海区漁業調整委員会会長	
	大分県 濱田 貴史	大分海区漁業調整委員会委員	
	宮崎県 山田 卓郎	宮崎県海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	野崎 太	株式会社酢屋商店 代表取締役
		鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		小玉 祐樹	有限会社小玉漁業 代表取締役
		中田 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	関 いずみ	学校法人東海大学 人文学部 教授
		北門 利英▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第46号（案）の概要（案）

### 1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年6月1日から太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
  - ① 30キログラム未満の小型魚の採捕禁止
  - ② 30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
  - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止
- (2) 令和5年度は、上記③について、令和5年4月28日から5月31日まで、6月18日から6月30日まで、7月10日から7月31日まで、11月4日から12月31日まで及び令和6年1月24日から3月31日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和6年4月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出することとする。

### 2. 委員会指示第46号（案）の概要

#### (1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

#### (2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から3日以内に水産庁に報告（現行は5日以内）

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12 月	R7年 1月	2～3月
数量	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※

※概ね40トンから全海区における令和6年4月1日から令和7年1月31日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

(参考) 今年度指示の時期別数量の実績 (令和6年2月1日現在)

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9～12月	R6年 1～3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※(6.1トン)	37.4トン
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
採捕 禁止	4/28-5/31	6/18-30	7/10-31	—	11/4-12/31	1/24-3/31	

※概ね40トンから全海区における令和5年4月1日から同年12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分(2.6トン)を差し引いた数量(40-31.3-2.6=6.1)

全海区における令和6年4月1日からの採捕数量の累計が概ね40トンを超えるおそれがある場合：令和7年3月31日まで採捕を禁止する。

(3) 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 委員会指示(案)に違反した者への対応について

現行では、「太平洋広域漁業調整委員会指示第44号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針」に基づき、違反者に対しては、広域漁業調整委員会の会長名での指導文書の発出を行い、再度違反が確認された場合に、大臣に対して裏付け命令の申請をすることとしている。

本委員会指示による規制について3年が経過し、一定の周知・定着が図られていること、指示の有効期間である1年間の中で、より厳格なクロマグロ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請ができるようにするもの。

複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況  
(令和6年2月現在)

	関係する委員会等
1 スケトウダラ日本海北部系群	日本海・九州西委 日本海北部会
2 マダラ	太平洋委 北部会
3 太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
4 マサバ太平洋系群	太平洋委
5 太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
7 伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
8 サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
9 カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘)	瀬戸内委
10 周防灘小型機船底びき網漁業対象種 (カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)	瀬戸内委
11 日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
12 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委
13 日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
14 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
15 日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
16 有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
17 九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
18 南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
19 太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委

# 水産資源ごとの検討状況（令和6年2月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー-会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチウシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	今後開催	
カタクチウシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチウシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日		今後開催	
アリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月中旬予定			
ウルメウシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメウシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始予定
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始予定
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月中旬予定			
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月中旬予定			
ソウハチ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マタイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マタイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			
マタイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ヘラスウイガニ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				



## 第13回資源管理手法検討部会の結果について

令和5年6月12日  
水産政策審議会  
資源管理分科会  
資源管理手法検討部会

令和5年4月24日（月）に開催された第13回資源管理手法検討部会（ヒラメ太平洋北部系群）で整理された論点及び意見は次のとおり。

### ● 漁獲等報告の収集について

- 市場において、漁獲物の状況によっては十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握を行う体制を構築すべき。
- 漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、TAC導入に当たっては、漁獲報告システムの整備・運用が行われるべき。

### ● 資源評価について

- 種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価すべき。
- 遊漁の採捕量等を把握するとともに、遊漁による採捕について資源評価に組み込むべき。

### ● 資源管理について

- 太平洋北部系群がTAC管理となった場合、同一県内のうち夷隅地域以北のみにTACが設定されることになるため、現場で混乱が生じないように管理方法を検討すべき。
- 底曳網漁業は混獲が避けられない漁法であるため、現場の採捕実態を考慮して資源管理手法を検討すべき。
- 大臣管理の漁船と知事管理の漁船が同じ水域で操業していることから、TAC管理を行う際に現場で混乱が起きないように、大臣管理区分と知事管理区分の具体的な管理方法を示してほしい。
- TACの導入に当たって、既存のインプット・コントロールを中心とした規制をどうするのかについて議論を深める必要がある。
- 年によって漁獲や来遊状況が変動することを踏まえたTAC管理の方策を検討すべき。
- 沿岸漁業の特性や種苗放流実績、漁獲データが属人集計となっている点、震災前後の漁獲実績を踏まえ、適切なTACの配分方法を検討すべき。
- 数量管理の導入に際して遊漁による利用をどのように扱うのかについて、方向性を示すべき。
- 東日本大震災から未だ復興途上の地域もあり、数量管理の導入が復興の妨げにならないようにすべき。

### ● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 漁獲サイズの制限や産卵期の休漁、小型魚の再放流などを既に行っているにも関わらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべき。
- TAC管理が始まったら漁業者は何をすることになるのか、何をすることができるのか、について、漁業者が理解できるように説明すべき。

（以上）

## 第16回資源管理手法検討部会の結果について

令和5年11月2日  
水産政策審議会  
資源管理分科会  
資源管理手法検討部会

令和5年7月21日（金）に開催された第16回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

### トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

#### ● 資源評価について

- 資源評価に用いたデータと、資源評価プロセスについて、わかりやすく丁寧に説明すべき。
- 経済的価値を踏まえた暫定的な管理目標を設定した場合の将来予測シナリオも示すべき。
- 海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべき。
- 従来分布域外の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。

### トラフグ伊勢・三河湾系群

#### ● 資源評価について

- 資源評価の不確実性が高く、資源管理目標が必要以上に保守的に設定されている可能性があるため、その妥当性について丁寧に説明すべき。
- 従来分布域以北の地域（関東及び東北）での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化等の解明が必要。
- 関係県の水産試験場の研究員と水産機構の研究員が議論を重ねて資源評価について再考すべき。

#### ● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 検討部会で出された問題点・意見に対する対応を具体的に説明すべき。
- 数量管理の有効性と現行の自主的な管理のメリット、デメリットを比較し、トラフグをTAC対象種とする理由を説明すべき。
- 自主的資源管理だけでは不十分な理由を説明すべき。
- トラフグの分布の変化について、説明すべき。

## 資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和6年2月  
水産庁

### 第1 今回の改正事項

資源管理基本方針の別紙3への新たな水産資源の追加  
このほか、必要な附則を規定する。

### 第2 今後のスケジュール

3月中 官報掲載

#### 【変更事項】資源管理基本方針の別紙3への新たな水産資源の追加

資源管理基本方針の別紙3は、「特定水産資源以外の水産資源の資源管理方針」を定める別紙であり、漁獲可能量（TAC）による数量管理は行われていない水産資源の資源管理方針を規定している。

今般、漁獲可能量による数量管理は行われていないものの、国による資源評価が行われ、漁業者による自主的な資源管理措置が導入されている国内資源のうち、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業等の主対象種である以下の(1)から(13)までの水産資源及びいか釣り漁業の主対象種である以下の(14)の水産資源の資源管理の目標を定め、当該水産資源を別紙3に追加する。なお、追加する各資源の概要は別紙のとおり。

- (1) あかがれい日本海系群
- (2) きだい日本海・東シナ海系群
- (3) きんめだい太平洋系群（東シナ海海域）
- (4) そうはち日本海南西部系群
- (5) にぎす太平洋系群
- (6) はたはた日本海北部系群
- (7) ひらめ太平洋北部系群
- (8) ひらめ日本海中西部・東シナ海系群
- (9) べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）
- (10) まがれい日本海系群
- (11) まだい日本海西・東シナ海系群
- (12) やなぎむしがれい太平洋北部系群
- (13) やりいか太平洋系群
- (14) あかいか（北太平洋漁業資源保存条約海域）